

商業信用の成立条件と信用創造

中 村 泰 治

要約

信用創造は商業銀行に特徴的な業務とされ、それが可能になる条件の解明が銀行論の大きな課題になってきた。しかし、商業銀行が手形割引きを媒介に密接な関係を結ぶ商業信用で、すでに信用創造は行われているという見解がある。そこで、掛け売買に遡りながら商業信用における信用創造的な事態を確認したあと、そうした事態を生む商業信用の成立条件を考察しながら、商業銀行における本来の信用創造の成立条件について展望することにする。

キーワード 信用創造、商業信用、商業銀行

目次

はじめに

- 1 商業信用の形態と信用創造
 - 2 商業信用の成立条件
 - 3 商業信用から銀行信用へ
- むすび

はじめに

近代に登場する様々なタイプの銀行のなかで中心をなすのは商業銀行といってよいだろうが、この商業銀行が信用創造を行っていることを否定するものはいない。むしろ信用創造を行うことが、旧来の貸金業者や他のタイプの銀行などと区別される商業銀行の大きな特徴とされるほどである。むろん一口に信用創造といっても、それは現金準備との関係で狭くまたは広く定義されている^[1]。それでも商業銀行が、いわば手持ちの現金以上の資金を貸付けているという事実は共通に認められているのである。そこで銀行論の主要な論点も、いきおい商業銀行がなぜ自ら資金を作り出すようなトリッキーなことができるのかということになってきた。いわば信用創造を可能にする条件や根拠を明確にすべきであるというのであり、筆者の問題意識も最終的にはそこにある。

しかし、信用創造は商業銀行が初めて行うものではないという見解も存在する^[2]。商業銀行は商業手形の割引を媒介に商業信用と密接に結び付いているのであるが、その商業信用においてすでに信用創造が行われているというのである。商業信用とはいわゆる企業間信用の

ことであり、現実資本（再生産に携わる資本）の間に形成される信用関係のことであるから、その見解によれば、信用創造は商業銀行と現実資本の間で生まれる前に、すでに現実資本と現実資本の間で生まれているということになる。

そこで本稿では、商業銀行によるいわば本来の信用創造に立ち入る前に、まず商業信用において信用創造といえるような事態が生じているのかどうかを見てみよう。そして次に、商業信用が成立する条件について詳しく考察してみたい。商業信用で信用創造的な事態が生じているとすれば、商業信用の成立条件を考えることは、同時に信用創造を可能にする条件や根拠について考えることにもつながるであろう。それゆえ本稿は、直接には商業信用や信用創造的事態そしてそれらの成立条件について論じるのであるが、これはまた、商業銀行による本来の信用創造を可能にする条件や根拠について展望するという意味合いも含んでいるのである^[3]。

1 商業信用の形態と信用創造

1-1. 掛け売買と商業信用

まず、商業信用とはどのような取引なのか、その形態について簡単に確認しておこう。商業信用とは、現実資本の間でなされる商業手形（以下、手形と略記する）を媒介にした商品売買のことであるが、後日払いの商品売買という点で、それは掛け売買と共通性をもっている。

掛け売買という取引形態は、流通形態を論じる「流通論」の中で、通常は貨幣の支払手段を規定するさいに説明される。すなわち、それは、売手は「貨幣を直ちに受け取ることなくして商品を販売し、後に貨幣の支払を受ける」^[4] のであり、買手は「貨幣を支払わないで商品を購入し…後に…貨幣を…支払手段として使用しなければならない」^[5] という取引である。この掛け売買が現実資本の間でなされて、商業信用つまり手形を媒介にした商品売買という形態で現れていると思われるのである。

しかし、この掛け売買という取引は、「貨幣なくして行われる売買」^[6] であり、貨幣の流通手段に関連して説明される貨幣を媒介にした売買つまり現金売買とは異なっている。また同時に、この売買形態は、もちろん「資金を貸付けて…利子（を）得る」^[7]（括弧内引用者）という貨幣貸借でもない。つまり掛け売買とは、流通手段論でも金貸資本論でもなく、支払手段論で説明されていることから分かるように、本来、現金売買とも貨幣貸借とも区別される独自の取引形態なのである。

したがって、商業信用とは、本来、掛け売買という独自の形態をもった取引であることを、ここでまず確認しておこう。

1-2. 貨幣貸借とのアナロジー

ところが、「利子論」では、「流通論」とは違って、実は掛け売買や貨幣貸借の固有性や独自性が重視されることはない。むしろ両者の区別は曖昧にされ、逆に両者が共通性をもった

取引形態であることが強調されたりするのである。

たとえば、銀行信用における基本的な取引形態は貨幣貸借といえるが、この貨幣貸借が掛け売買と共通面をもつと見るのである。貨幣貸借は貨幣の掛け売買（あるいは貨幣の使用権の掛け売買）であると見て、銀行が関与する貨幣貸借の場を貨幣市場と呼んだり、利子を商品化した貨幣への代価と見なしたりするのが、その例といえる。また、これとは逆に、商業信用の取引形態である掛け売買が、貨幣貸借と共通面をもつと見る議論もある。手形を介した売買では商品の販売と同時にその代金が貸付けられ、手形金額に支払われるのは商品の代金ではなく貸付けへの返済金であると見るのが、その好例といえよう。

しかし、もともと掛け売買と貨幣貸借とは別の取引形態であるから、銀行と貨幣貸借関係を結んで、後で掛け売買のように代金だけを支払えば済むというのではない。利子だけでなく、それ以上を支払わなければならないのであり、その分は明らかに代金の支払いではなく元金の返済である。また、商業信用で代金が貸付けられるともいえない。商業信用は確かに貨幣の債権債務関係を生むが、しかし貨幣の債権債務関係があるからといって貨幣貸借があったことにはならないのである。むしろ代金の利子が不明確なことが、貨幣の貸付けが行われていないことを示しているといえよう。手形金額への支払いも元金の返済というよりも、やはり代金の支払いと見る方が無理はないであろう。

したがって、掛け売買と貨幣貸借を相互に似せて、商業信用と銀行信用が相互に共通性のある取引形態であると見るのは、やや強引なアナロジーという面があると思われる^[8]。

1-3. アナロジーの意義

それでも、「利子論」では、商業信用と銀行信用の取引形態に共通性があることを強調する議論が跡を絶たないのであるが、この理由は簡単である。

すなわち、商業信用は手形割引きを介して商業銀行（以下、銀行と略記する）による授与信と密接に結び付いている。このため理論的にも、商業信用は必然的に銀行信用の成立を要請し、銀行信用は商業信用を前提に必然的に成立すると説明されることが多い。そして二つの信用は、商業信用を基礎とし銀行信用を上層とする信用制度として括って説かれることも多いのである。しかも、商業信用の形成は銀行信用を展開させ、銀行信用の展開は商業信用の形成を促進するという相互促進的な関係が見てとれる。商業信用と銀行信用はいわば連動して拡張するのであり、こうした拡張の中で、現実資本の競争や蓄積を促進するという機能も果たすのである。

したがって、商業信用と銀行信用の密接な補完関係から、二つの信用を信用制度として括って説こうとする方向性は決して間違ったものとはいえない。否むしろ、現実資本に対する一体的な機能の面からいえば、両信用を別個のものではなく共通性をもった一連のものとして説く方が適切であるともいえるだろう。

そこで、形態面においても二つの信用の共通性を指摘しようとする議論が出てくる。つまり、商業信用と銀行信用を連続性のある概念と論理で説きたいという意図によって、形態面

でも両信用の共通性を指摘しておこうとする議論が出てくるのである。

1-4. 商業信用における信用創造

商業信用においてすでに信用創造が見られるという見解も、こうした商業信用と銀行信用（以下、これら二つの信用をあわせて信用制度ということがある）を連続した概念と論理で説こうとする意図から出てきた議論の一つといえよう。

たとえば、山口重克氏は、商業信用における売買では「商品の代価に対応する貨幣額」^[9]が「事実上の融通ないし貸付が行なわれている」^[10]として、手形を介した売買の中に貨幣の「融通ないし貸付」を見ようとしている。そして、それだけではなく、山口氏は同時に、商業信用では「将来の貨幣支払いを先取りして現在の事実上の貨幣を創出している」^[11]ともいい、商業信用で「信用創造」が行われているともいうのである。

しかし、先に見たように、商業信用では貨幣は貸付けられてはいない。また、手形が振出されても貨幣が創出されたわけではない。購買力が不明確で流通力が極めて限定されており（しかも期限がくれば消滅してしまう）ことを見れば、手形と貨幣の間には相当の距離があることは容易に見て取れる。商業信用で貨幣の貸付けや創出があるという見解には、やはり無理が伴うと思われるのであるが、それでも山口氏は、この無理を承知で言っているのであろう。常に「事実上の」という修飾語をつけて「融通ないし貸付」を語っているし、商業信用を端的に表現する時は「事実上の貨幣の融通関係」^[12]といて、「貸付」を回避して「融通」という言葉を使っている。また、手形にも常に「事実上の」という修飾語をつけて「貨幣」と呼んでいる。「事実上の」も「融通」も不明確さを免れない言葉であるが、それでもこうした表現上の工夫をすることで、無理を軽減して無理を通したいという姿勢が読み取れるのである。

そこで問題は、信用創造に限っていうと、商業信用に「貨幣」の創出を見ることの無理というより、あえてその無理を犯し、「事実上の」という修飾語をつけて「貨幣」の創出を語るだけの意味があるのか、ということであろう。換言すれば、アナロジーすることのデメリットに対してメリットがどれほどあるのか、という問題だともいえよう。

確かに掛け売買を貨幣貸借に似せると、掛け売買だけでなく貨幣貸借の固有性や独自性も不明確にされてしまうのと同様に、あまり手形を貨幣に似せると、貨幣概念が拡張されて手形と貨幣の相違が不明確にされてしまい、貨幣を「流通論」で形態規定した意義が減殺されてしまう恐れがある。しかし、「利子論」で手形の振出を貨幣の創出に似せれば、商業信用を「事実上の資金の創造…関係」と呼んでおいて、商業信用から銀行信用への移行のさいには、この「事実上の資金の創造」^[13]の「基礎的な関係」^[14]から、その「限界を解除するもの」^[15]として、銀行信用を位置付けていくこともできるであろう。そして、従来の「利子論」を「信用創造論の原理論」^[16]として説くという試みのように、商業信用と銀行信用を一つの概念の発展として論理的に説明する可能性がまた一つ開けるのであり、このメリットは原理論としては小さくないと一応いえよう。

したがって、商業信用で「将来の貨幣支払いを先取りして現在の事実上の貨幣を創出している」という意味の「信用創造」の「原基形態」^[17]があるといったとしても、それはそれで一つの見解であり、不明確さのある表現といえても、直ちに否定すべき認識とまではいえなように思われるのである^[18]。

2 商業信用の成立条件

2-1. 掛け売買の成立条件

では、商業信用で「原基形態」としての「信用創造」があるとして、この「信用創造」は、どういう条件があれば成立可能となるのか。この条件は、むしろ商業信用が成立する条件と共通しているし、掛け売買の成立条件にも溯ることができるであろう。

掛け売買では、蓄蔵された貨幣が前提的に説かれることから分かるように、まず、蓄蔵貨幣の形成が「掛け売りを可能にする」^[19]とされる。確かに蓄蔵貨幣をもっていれば、売手はそれを使用することによって当面必要な貨幣をまかない得るから、掛け売りに応じることができよう。それゆえ、掛け売買成立の最初の条件は、売手に蓄蔵貨幣があることといえよう。

他方、掛け買いをした者は、当面貨幣がなくても、後に貨幣を支払手段として使用しなければならないのであるが、その貨幣は「自己の商品の販売等からえた貨幣」^[20]とされる。ここから第二の条件は、買手が販売等から貨幣を得ていくことといえよう。

そこで、いわば売手側の貨幣の存在と買手側の貨幣の形成、これら二つが掛け売買を成立させる条件であるといえるだろう。

2-2. 商業信用成立の基礎的条件

商業信用では、売買の当事者は現実資本家（再生産にたずさわる資本家のこと、以下資本家と略記する）であるので、掛け売買を論じる場合より、売買成立の条件が若干具体的となる。

すなわち、資本の再生産過程には、流動資本としての貨幣・固定資本の償却資金・蓄積資金・価格変動等に対する準備金などの「遊休貨幣資本」^[21]が伴うが、これは「不生産的な貨幣資本」^[22]であるので、資本家は「出来る限り節約しつつ、商品の販売を確保する手段をとる」^[23]とされる。つまり、「遊休貨幣資本」（以下、遊休資金と記す）をもつ資本家は、その遊休資金を節約しつつ手形への商品販売を目指すというのである。掛け売りの場合と同様、遊休資金をもっていれば、資本家はそれを使用することによって当面必要な貨幣をまかない得るから、手形での販売要請に応じることができよう。遊休資金の存在によって、遊休資金を出来るだけ節約しつつ商品の販売を確保するということができるのであり、それゆえ商業信用が成立する第一の条件は、売手資本家に遊休資金があることだといえよう。

買手側も、掛け買いの場合と基本的に同じで、自己の商品の販売からえた貨幣で支払いをしなければならない。むしろ売買契約の時には、買手資本家は貨幣が不足している。それゆ

え、買手資本家が確実に貨幣を支払うと信認されること、あるいは確実に商品を実現し資金を形成すると信認されること、これが商業信用成立の第二の条件だといえよう。

なお、商業信用は3者以上の間でも成立する。しかし、その場合でも、いわば成立条件が分散するだけで、新たな条件が加わることはないと思われる。また、商業信用が、「資本一般」の方法によって均質的な個別資本間で成立すると想定する^[24]のならともかく、無政府的な個別資本の間で成立することを重視するならば、手形が転々流通して4者以上の間で商業信用が成立するといった事態は考え難いということにもよる。それゆえ、ここでは、商業信用の基本的な成立条件を2者間で考察をすすめてよいと考えているのである^[25]。

2-3. 商業信用成立の直接の条件

しかし、遊休資金の存在と資金形成への信認があれば、直ちに商業信用が成立するというのではない。これらは確かに基礎的な条件であろうが、しかしこれをベースに、さらに条件が必要なのである。

「利子論」で登場するのは「個々の資本」^[26]であるが、先にふれたように、それらを「資本一般」の方法によって相互に均質的な個別資本と想定してはならない。それでは、資本主義経済の大きな特徴である生産の無政府性や流通の不確実性が過小評価されてしまい、個別資本に基礎をおく信用関係も簡単に成立するものと誤解されてしまうからである。「利子論」に登場する個別資本とは「生産物の信用販売をそれぞれの特殊の事情によって制約されざるをえない」^[27]ような「個々の資本」であり、商業信用とは、こうした個々の資本が形成する「個別的なる信用関係」^[28]なのである。

それゆえ、商業信用が成立するには、個々の資本家は自己の抱える「特殊の事情」を乗り越えて合意点に到達しなければならない。そのさい、中心的な問題になるのは「期限乃至金額」^[29]をめぐる交渉であろう。たとえば、売手資本家は流用できる遊休資金が少ないとき、あまり期限が長い信用販売には応じられないだろう。また、あまり信用価格が安い販売要請にも応じられないであろう。買手資本家にしても、自己の商品の販売状況から見てあまり短い支払期限が求められたとき、信用買いすることはできないだろう。また、あまり高い信用価格が提示されたときにも、買うことができないであろう。

したがって、「期限乃至金額」などにおいて当事者の資本家間で合意ができること、これが商業信用が成立するための直接的な3番目の条件だといえよう。

かくて、①売手資本家に遊休資金があること、②買手資本家の資金形成ないし支払いが信認されること、そしてその上で、③両者の中で「期限乃至金額」などの点で合意が出来ること、これら3つの条件がそろうことで商業信用は成立すると思われるのであるが、商業信用が成立すると、そこに「事実上の貨幣」の創出を見ることもできなくはない。それゆえ、それら3条件は同時に「信用創造」の「原基形態」が生まれる条件でもあるといえるであろう。

3 商業信用から銀行信用へ

3-1. 商業信用の限界

商業信用で「信用創造」が見られるとしても、商業信用は「個別的なる信用関係」^[30]である以上、その成立範囲は自ずと限られたものにならざるを得ない^[31]。

確かに、資本家が遊休資金を持っているとき、その資本家は、手形に対してであれ、遊休資金を使用して自己の商品の販売を確保しようとするだろう。商品の販売が最も困難な過程であるだけでなく、通常は信用価格は現金価格を上回るから、信用販売を特別に回避すべき理由をもたないからである。むしろ価格の動きなどによっては積極的に信用販売を選択することさえあるだろう。

しかし、資本家が遊休資金を持っているとしても、たとえば、同じ生産系列に位置しない資本家など取引実績等のない資本家に対しては、支払いを信認することが難しく、手形に対し軽々に商品を売ることは困難となる。また、期限や金額で合意できないときも、相手資本家に商品を販売することはできないだろう。信用販売には条件が必要であり、手形を出せば誰にでも売るということにはならない。おのずと相手は条件の合う資本家に限定されるのである。このため、遊休資金を信用販売のために使用できないとき、資本家は遊休資金を「不生産的な貨幣資本」として持たざるを得ないことになる。

こうなると、遊休資金をもつ資本家は、遊休資金の新たな活用方法を求めるであろう。

他方、自己の商品販売が順調で資金形成に自信のある資本家（あるいは比較的高い利潤率を見込み得る資本家）は、当然追加投資を目指す。最初に自己資本を投下し、次に他人資本を利用しようとするが、そのさい、まず手形を使って商品を購入し流動資本的な拡張を行おうとする。流動資本的拡張は、固定資本的拡張よりも簡単で一般的な追加投資の形であるからである。

しかし、取引実績のない資本家に支払いを信認してもらうのは容易ではないだろう。また、期限や金額で合意できないときも、商品を買うことはできない。ここでも商業信用には条件が必要であり、その成立範囲は限定されることが知られるのであるが、ともかく、手形を使えないことがあるわけである。

そこで、資本家は、新たな資本調達の方法を模索するのであるが、差し当たり流動資本的拡張のために手形を利用する別の方法を探すであろう。

3-2. 銀行信用の登場

このように、遊休資金を持ちながらそれを信用販売に活用できない資本家と、資金形成に自信がありながら手形で買えない資本家がいるわけであるが、こうした両タイプの資本家たちの要求に応えるものとして、銀行信用は登場する。すなわち、銀行は、一方で遊休資金の活用を求める資本家から預金という形で広く資金を借入れて、他方で銀行は借り集めた資金を元に手形割引を媒介に資金を貸付けて行くのである^[32]。銀行信用とは、商業信用を成立

させる条件をいちおうもちながら、商業信用を成立させることのできない資本家たちを基礎にして、成立するのだともいえよう。

そのさい、銀行の貸付け方法として、銀行券で貸付けるといった方がよいと思われるかも知れない。銀行券の発行こそ「事実上の貨幣」の創出というのに相応しいものであるから、とりわけ商業信用から銀行信用への展開を「信用創造」の発展として説こうと意図すれば、むしろ銀行信用は銀行券での貸付けから始めるべきだということにもなるだろう。

しかし、銀行券の発行は、手形割引による収入を増やしたい銀行と、より多くの割引きを求める資本家との間に登場する。いくなれば発券は、銀行と資本家の要請によって登場するのであり、資本家と資本家の要請によって登場するものではないのである。それゆえ、発券から始めると、銀行の貸付け技術が強調される反面、銀行券を支える重要な基礎（とくに銀行は遊休資金をもつ資本家たちに支持されてはじめて活動できるのだということ）が無視ないし軽視されてしまうのではなかろうか。これでは、確かな流通根拠をもった銀行券あるいは流通性の高い銀行券を、説くことは出来ないであろう。本稿では、これ以上銀行券の発行と流通の条件ないし根拠に立ち入って論じる紙数はないのであるが、発券から説くことは、いわば資本家社会的な基礎を十分に示さないまま、砂上の発券を説くことになってしまうのではないかと思われるのである。

そこで銀行信用は、迂遠であっても、まずそれを支える基礎を明示する形で説くのがいいといえるであろう。すなわち、銀行信用は、ひとまず銀行が資本家たちの要求にもっとも簡単な形態で（それゆえもっとも銀行の本質－資本家と資本家の間の仲介業者という性質－を示す形態で）応じるものとして、一方で資本家たちの遊休資金を預金として収集し、他方で収集した資金で資本家たちの手形を割引いて行くものとして、説いておくのである。そして次に、銀行の能動的な割引き拡大要求を加味して、貸付け方法の改善と普及に進み、銀行は収集した資金を現金準備として出来るだけ手元において、それを元に発券を行うと説いていく（そして更なる貸付け方法の改善と普及として預金通貨を創出すると説いていく）^[33]。こうした展開の方が、十分な支持基盤と流通根拠をもった銀行券の発行が説き得るのではないかと思われるのである。

3-3. 信用創造の変化

発券が説ければ、本来の信用創造を示すことができる。しかし、繰り返すが、銀行券の発行は商業信用から直ちに説き得るものではなかった。商業信用の「信用創造」の限界を越えて直ちに導出できるのは、本来の信用創造ではなく、銀行が現金での貸付けを繰り返す中で事実上貨幣を創出するという、いわゆるフィリップス的な「信用創造」であった。そして、銀行による貸出し方法の改善・普及を媒介に、その限界を越えるものとして本来の信用創造を導出することができるのである。いわば原基的な「事実上の貨幣」の創出のあと、貨幣の「事実上の創出」を経て、本来の「事実上の貨幣」の創出へとつながって行くのだといえよう。

かくて、商業信用と銀行信用を信用創造の体系（「事実上の貨幣の創出」の体系）として説くことは一応できるとしても、それは無媒介的に「信用創造」（「事実上の貨幣」の創出）の体系として説き得るわけではない。貨幣の「事実上の創出」を媒介環にして、いわば間接的な「事実上の貨幣」の創出の体系として説くことができるだけなのである。

むすび

近代の銀行が銀行信用を展開する中で、銀行券の発行（あるいはその変形である預金通貨の創出）を通して、「事実上の貨幣」を創出していることは否定できない。そして、そうした意味の信用創造であれば、その原基形態は、銀行信用の基礎をなす商業信用ですで見ることができるともいえよう。しかし、商業信用の成立には個別的事情を抱えた個別資本家の間での条件の一致が必要である。それゆえ、商業信用は「個別的なる信用関係」にとどまらざるを得ないのであり、そこにおける「信用創造」は形態が未熟であるだけでなく、その成立範囲も限定的とならざるを得ないのである。

そこで、「社会的信用関係」^[34]である銀行信用が登場すると考えていざらうが、銀行はいきなり銀行券を発行することはできない。銀行は収集した現金で手形割引きをすすめ、そうした割引きの限界を越えるものとして、本来の信用創造ともいべき銀行券の発行へと進むことができるのである。それゆえ、商業信用の「信用創造」は、間接的に本来の信用創造へとつながるにすぎないのだといえよう（そしてこの点が、筆者が信用制度を信用創造の体系論として説くことに積極的に賛同できない理由である）。

そうとすると、商業信用の成立条件と銀行券の発行条件とは、どのようにつながっているのか、改めて正面から問題にしてよいであろう。言い換えれば、商業信用における「信用創造」の成立条件と銀行信用における「本来の信用創造」の成立条件とは、どこまでが同じで、どこが同じでないのか、という問題である。二つの信用創造の根拠が直ちにつながらないとすると、両者の異同と関連が改めて問われていいと思われるのである。

そこで次稿では、本稿を受けて、本来の信用創造である銀行券発行の条件（あるいは銀行券流通の根拠）について立ち入って考察することにしよう。

引用文献・注

- [1] 信用創造とは多義的な用語であるが、通説的にはフィリップスの信用創造を意味し、商業銀行は現金での貸付けを繰り返すことによって、銀行組織全体としては現金準備を上回る貨幣の創出と貸付けを行うことができるというものである。しかし、これは狭義の信用創造論とでもいべきものであり、商業銀行による現金準備を上回る銀行券の創出と貸付けをもって、信用創造とする議論もある（大内力『信用と銀行資本』東京大学出版会、1978年、326頁参照）。さらに、本文で問題にする山口重克氏のように、現金準備との関係を重視せず、事実上の貨幣の創出をもって信用創造とする広義の定義もある。なお、竹内氏は信用創造についてまとまった考察をしている（竹内晴夫『信用と貨幣』御茶の水書房、1997年、第2章「信用創造のメカニズム」参照）。

- [2] ここでは山口重克氏の議論を取り上げる。
- [3] 商業銀行による本来の信用創造については次稿で論じる。
- [4] [5] [6] 宇野弘蔵『経済原論』岩波書店、1964年、35頁。
- [7] 同上書、41頁。
- [8] 銀行信用では貨幣が貸付けられているのに対して、商業信用では商品が貸付けられているという見解もある。これは、商業信用から銀行信用への展開を、貸付け形態の発展として説こうとする意図によるのかも知れないが、しかし、そもそも商業信用では商品がレンタルされているわけではなく、商品が返済されないのは明白であるから、商品貸付け説は、貨幣貸付け説以上に無理がある見方といえよう。なお、貨幣貸借説の立場からであるが、二つの貸付け説とそれらの問題点については、伊藤誠『信用と恐慌』東京大学出版会、1973年、160頁～170頁を参照せよ。
- [9] [10] 山口重克『金融機構の理論の諸問題』御茶の水書房、2000年、33頁。
- [11] 同上書、119頁。
- [12] 同上書、iii頁。
- [13] 同上書、120頁。
- [14] [15] 同上書、119頁。
- [16] 山口重克『金融機構の理論』東京大学出版会、1984年、iii頁。
- [17] 前掲、山口『金融機構の理論の諸問題』、iv頁。
- [18] 商業信用から銀行信用への展開は様々な概念や範疇の発展として説くことができる。たとえば山口氏は、銀行信用における貨幣貸付けに伴う固有の利子に対して、商業信用における現金価格と信用価格の差額を「利子の萌芽ないし事実上の利子」（前掲、山口『金融機構の理論の諸問題』、83頁）とよんでいる。こうした表現は、信用制度を信用創造の発展として説くだけでなく、利子形態の発展としても説こうという意図の現れといえるだろう。なお、信用制度を利潤率の均等化機構の発展や貨幣材料の節約機構の発展などとして説くこともできるだろうが、個別の行動が結果的に種々の機構を整備するという資本主義経済の特質を考えると、個別資本の利潤動機による行動を重視しながら、行動の結果である信用制度の諸側面を説いていくという方法が適切であると思われる。ちなみに、本稿では細かく説明する余裕はないが、筆者は実は、信用制度だけでなく証券市場も視野に入れて金融機構（掛け売りの商品市場－貨幣市場－証券市場からなる金融機構）を展開しようとしたとき、「信用創造」や「利子形態」の発展論などとして説くよりも、遊休資金側（貯蓄サイド）から見た「資金活用」（中村泰治「商業信用の機構」、東京大学大学院『経済学研究』21号、1978年、44頁）の機構または追加投資側（投資サイド）から見た「資金の調達」（中村泰治「株式会社と原理論」、小幡道昭他『資本主義原理像の再構築』御茶の水書房、2003年、226頁）の機構の発展論として、信用制度を説いておく方が、無理がないのではないかと考えている。
- [19] [20] 前掲、宇野『経済原論』、36頁。
- [21] 前掲、宇野『経済原論』、197頁。
- [22] [23] 同上書、198頁。
- [24] たとえば、川合一郎編『金融論を学ぶ』有斐閣、1976年、54頁～67頁参照。なお、手形を商品交換の便宜物の一つと見て、簡単に転々流通する貨幣同然のものとは考えることはできない。貨幣は生まれながらにして金銀であり、実際金銀において外に世界中で貨幣機能を果たし得たものはない。したがって、手形は（銀行券であれ預金通貨であれ、はたまた電子マネーであれ）商品交換の便宜物であっても、しよせん疑似貨幣であり、その貨幣機能が（金銀に比べ）不十分なところにこそ大きな特徴があるといえる。

- [25] 山口氏の言葉を借りれば、商業信用は、売手資本家の「遊休貨幣の滞留」と買手資本家の「貨幣還流」とを「成立の条件とする」ということになるだろう（前掲、山口『金融機構の理論』、66頁参照）が、山口氏がこれらの成立条件を銀行券の発行条件と整合的につないでいるか否かは、次稿で検討する。
- [26] [27] [28] 前掲、宇野『経済原論』、198頁。
- [29] 宇野弘蔵『経済原論（合本）』岩波書店、1973年、464頁。
- [30] 前掲、宇野『経済原論』、198頁。
- [31] 労賃支払いに手形が使用できないのは、労働者が受け取らないからというよりも、主として労働者に生活資料を売る資本家が受け取らないからであろう。根本に手形を振り出す資本家と受け取る資本家との間に条件の不一致があるという点では、労賃に手形が使用できないのも商業信用の限界の一つに数えることができるだろう。
- [32] 銀行の貸付けをまず現金による手形割引きから始め、次に銀行券による貸付けへと進むのは、言うまでもなく宇野氏の見解（前掲、宇野『経済原論』、198頁～205頁参照）である。筆者もこうした銀行信用論を基本的に継承している。
- [33] 金準備ないし準備金を軽視ないし無視した発券論は、現代にはある程度当てはまるかも知れない。現代では、中央銀行は金準備との関係を切って銀行券を発行し、市中銀行はその不換銀行券を準備金として預金通貨を創出している。しかし、こうした管理通貨制では、発券者（根本的には政府）に節度が乏しいがゆえに発券に節度がなくなるのであり、世界的な物価上昇や投機性資金の膨張につながっている。それゆえ、準備金を軽視ないし無視した発券論は、原理論としては無理があっても、政府が干渉する現代の発券システムを考えるうえで役に立つかも知れない。
- [34] 前掲、宇野『経済原論』、198頁。

Summary

The Conditions to Form Commercial Credit and Credit Creation

Yasuharu Nakamura

Creation of credit is considered to be a peculiarity of a commercial bank. To clarify the conditions for the bank to create credit has been one of main themes of bank theories. But the influential opinion says that creation of credit can be found in commercial credit which has a close relationship with a commercial bank through discounting bills. After analyzing buying and selling on credit, I confirm the situation of credit creation in commercial credit. And I clarify the conditions of commercial credit which creates credit, to prospect the conditions of primary creation of credit by a commercial bank.

Keywords Credit Creation, Commercial Credit, Commercial Bank

(2008年10月2日受領)